

# 国民年金保険料の納付を忘れずに

納付が難しい場合は免除などの申請をしてください



国民年金は、国が運営する公的年金制度で、全ての国民に共通の基礎年金を支給する制度です。

20歳以上60歳未満で日本に住んでいる人は、この年金制度に加入することが義務付けられています。自営業・無職・学生などの人は、国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。所得が少ないときや失業などで保険料を納付することが難しい場合、保険料の免除や納付猶予を申請することができます。免除申請日から遡って2年1カ月前の月分まで申請できます。手続きに必要な持ち物などについては、国保年金課または年金事務所へお問い合わせください。

国保年金課

995-1813

沼津年金事務所

921-2201

## 保険料

令和2年度の国民年金保険料は月々16,540円です。納付期限である翌月末までに納めてください。

## 保険料の納付

### 納付書で納付

日本年金機構から送られる納付書を使って、金融機関、コンビニなどで納めてください。手元に納付書がない場合は、年金事務所へご連絡ください。

### 口座振替・クレジットカードで納付

希望する人は、年金事務所または市役所で手続きが必要となります。

## 保険料の納付が困難なとき

保険料を納めるのが難しい場合、下記の通り保険料の免除や納付猶予の申請ができます。

### ①免除申請

申請することで、保険料の納付が全額または一部免除となる制度です。60歳未満の人で、本人・配偶者・世帯主それぞれの申請年度の前年の所得が一定額以下の場合や、失業など一定の理由がある人が対象です。失業したり災害に遭ったりした場合に適用される特例免除は、失業・災害などがあった日の前月からその年の翌々年6月までの期間で申請ができます。

### ②納付猶予申請

申請することで、保険料の納付が猶予される制度です。50歳未満の人で本人・配偶者それぞれの前年の所得が一定額以下の人が対象です。

### ③学生納付特例

学生の人で保険料の納付が困難なときは、学生納付特例を申請してください。承認を受けると、学校を卒業するまでに納付しなければならない保険料の納付が猶予される制度です。申請は毎年必要です。

## 申請方法

### ①②の申請をする人

年金手帳、はんこ（本人署名の場合は不要）、免許証などの身分証明書をお持ちの上、国保年金課または年金事務所へ申請してください。

### ③を初めて申請する人

年金手帳、はんこ（本人署名の場合は不要）、学生証（写しの場合は両面）、免許証などの身分証明書をお持ちの上、国保年金課または年金事務所へ申請してください。

### ③を申請する2年目以降の人

令和2年度も引き続き学生である場合は、3月下旬に日本年金機構からはがき形式の申請書が届きます。必要事項を記入し、返送してください。

※①②③いずれの申請も、申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行います。申請が遅くなると、障害年金などを受け取れない場合がありますのでご注意ください。

## 免除・納付猶予・学生納付特例期間の保険料は後から納付が可能

各制度で承認された免除・納付猶予・学生納付特例期間の保険料は、後から納めることができます（追納）。追納した月数に応じて、将来の受給額が増額されます。

追納期間／10年以内

申請／国保年金課または年金事務所で行ってください。

